



株式会社 ウエスコホールディングス

証券コード：6091

第13回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2026年10月27日(火曜日)午前10時

開催場所

岡山市北区駅元町1番5

ホテルグランヴィア岡山 4階フェニックスの間

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2026年10月26日(月曜日)午後5時30分まで

証券コード 6091
(発送日) 2026年10月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年10月1日

株 主 各 位

岡山市北区島田本町2丁目5番35号

株式会社 ウエスコホールディングス

代表取締役社長 松 原 利 直

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の次のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認ください。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wescohd.co.jp/>



（上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会招集通知・決議通知」を順に選択して、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウエスコホールディングス」または「コード」に当社証券コード「6091」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2026年10月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山4階フェニックスの間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第13期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ・事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「注記事項」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「注記事項」
- したがいまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、事業報告につき監査役が監査報告を、連結計算書類および計算書類につき会計監査人ならびに監査役がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年10月27日（火曜日）
午前10時



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年10月26日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。郵送により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年10月26日（月曜日）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第13期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案するとともに、安定配当の維持および内部留保に意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭とさせていただきます。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
1株につき金30円、総額388,837,890円といたしたいと存じます。
これにより、通期の配当は1株につき30円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時を以て任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	きたむらあきひで 北村彰秀 (1959年1月21日生)	1984年4月 株式会社ウエスコ入社 2016年10月 同社取締役関西支社長 2019年8月 同社取締役業務推進本部長兼管理本部長 2021年8月 同社代表取締役社長（現在） 2024年10月 当社取締役（現在）	48,638株
	【取締役候補者とした理由】 当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、支社および技術部門を統括する職歴を有していることに加え、株式会社ウエスコの代表取締役を務め、企業経営にも関与するなど、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	やましたともき 山下作樹 (1964年8月27日生)	1994年4月 株式会社ウエスコ入社 2006年4月 同社大阪支社営業部長 2019年8月 同社執行役員関西支社長 2022年10月 同社取締役関西支社長 2023年4月 同社取締役業務推進本部長（現在）	10,500株
	【取締役候補者とした理由】 当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、支社および営業部門を統括する職歴を有していることに加え、営業戦略の立案・実行を中心的に統括しており、豊富な業務経験と企業経営全般に関する知見を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、新任の取締役候補者いたしました。		
3	みなみなおたか 南尚孝 (1991年1月4日生)	2018年7月 当社入社 2019年8月 当社経営管理本部総務課長 2019年10月 株式会社エヌ・シー・ピー取締役（現在） 2025年8月 当社経営企画室副室長 2026年8月 当社経営企画室長（現在）	10,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社において、経営企画部門の統括および各連結子会社の経営管理を行う職歴を有していることに加え、コーポレートアクション等の経営施策の立案・実行を中心的に統括しており、豊富な業務経験と企業経営全般に関する知見を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、新任の取締役候補者いたしました。		

候補者の 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	ま え の し ろ う 前 野 詩 朗 (1954年5月24日生)	2009年4月 国立大学法人岡山大学大学院環境学研究科教授 2012年4月 国立大学法人岡山大学大学院環境生命科学研究科教授 2014年5月 公益社団法人土木学会中国支部支部長 2016年6月 公益社団法人土木学会理事 2020年4月 国立大学法人岡山大学名誉教授（現在） 2023年10月 当社社外取締役（現在）	4,000株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 前野詩朗氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、大学教授として豊富な学術的知見を有していることや、土木学会の理事等を歴任されており、特に環境・土木分野や人材育成について、専門的な観点から意思決定の妥当性や業務執行の適正性を確保するために適切な人物であると判断したためであります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏に期待される役割は、豊富な学術的な知見を活かして、客観的・中立的な立場で経営の監督・助言等いただくこと、および、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことであります。		
5	み な べ え い じ 三 鍋 英 治 (1957年12月7日生)	1991年10月 株式会社ジップ統括部長 1999年10月 同社取締役事業本部長 2010年10月 同社代表取締役専務 2018年10月 同社代表取締役社長 2026年3月 岡山シーガルズ株式会社取締役会長（現在）	一株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 三鍋英治氏を新任の社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり企業経営に携わり、企業経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社グループのさらなる企業価値向上およびコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断したためであります。 また、同氏に期待される役割は、企業経営に関する知見を活かして、客観的・中立的な立場で経営の監督・助言等いただくこと、および、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前野詩朗氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をしております。また、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、取締役役に再任された場合は契約を継続いたします。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
3. 三鍋英治氏は、新任の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をする予定であります。また、同氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
4. 前野詩朗氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時を以て3年であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 中島悟氏は、一身上の都合により、本総会終結の時をもって辞任されます。

また、社外監査役の有澤和久氏は、本総会終結の時を以て任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において選任されます藤原身江子氏の任期は、当社定款の定めにより、辞任される同監査役の任期が満了すべき時である2029年10月開催予定の第16回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじ わら み え こ 藤 原 身 江 子 (1964年5月24日生)	1987年4月 株式会社ウエスコ入社 2002年8月 同社広島支社技術部地盤調査課長 2013年1月 同社事業部地盤調査事業部長 2018年8月 同社執行役員業務推進本部女性活躍推進室長兼地盤調査事業部長 2019年8月 当社経営管理本部長（現在） 2023年10月 当社取締役（現在）	21,300株
	【監査役候補者とした理由】 当社および当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、管理・技術の各部門を統括する職歴を有していることに加え、内部統制等に関する豊富な知見を有していることから、当社経営の適切な監査を行っていただけるものと判断し、新任の監査役候補者いたしました。		
2	あり さわ かず ひさ 有 澤 和 久 (1962年3月16日生)	1989年8月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1993年8月 公認会計士登録（現在） 2010年12月 税理士登録（現在） 2011年1月 公認会計士・税理士有澤会計事務所 所長 2014年10月 当社社外監査役（現在） 2015年11月 株式会社アルファ社外監査役（現在） 2016年6月 岡山県貨物運送株式会社社外取締役（現在） 2024年3月 株式会社KG情報社外取締役（監査等委員）（現在） 2025年7月 公認会計士有澤会計事務所所長（現在） 2025年7月 青税理士法人有澤オフィス代表社員（現在）	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士として豊富な経験と専門的な知識を有するとともに、当社経営陣から独立した立場にあることから、社外監査役として当社取締役の職務の執行に対する監督ならびに適切な助言、提言をしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。 なお、有澤和久氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 有澤和久氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をしております。また、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、監査役に再任された場合は契約を継続いたします。なお、

当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3. 有澤和久氏が当社監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時を以て12年であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年10月27日開催の第9回定時株主総会において、社外監査役の補欠として選任いただき、現在に至っております補欠監査役 鳥越貞成氏の選任の効力は本総会開始の時までとなっております。

つきましては、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠としての補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
とり ごえ さだ しげ 鳥 越 貞 成 (1970年10月26日生)	1994年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年4月 公認会計士登録（現在） 2003年12月 税理士登録（現在） 2006年4月 株式会社暮らしのデザイン代表取締役 2008年9月 鳥越税務・会計事務所 所長（現在） 2009年5月 学校法人由良学園 監事（現在） 2019年4月 SPOT株式会社社外取締役（現在） 2019年5月 岡山県農業共済組合 監事（現在） 2021年6月 公益財団法人リーガル・エイド岡山 監事（現在） 2025年6月 桃太郎源株式会社社外監査役（現在）	一株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 公認会計士として財務会計全般の豊富な経験と専門的な知識を有していることに加え、企業経営を通じて培われた高い見識を活かして、当社経営陣から独立した立場で、当社取締役の職務の執行に対する監督ならびに適切な助言、提言ができるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鳥越貞成氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。補欠監査役候補者が監査役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

[ご参考]

役員のスキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

取締役および監査役が有する知見・経験・能力、特に専門性を発揮できる分野、特に期待する分野、多様性スコアを示したものです。

役職		氏名	企業経営	生産技術	財務会計	ガバナンス	人材開発	サステナビリティ
取締役	社内	北村 彰秀	●	●				●
	社内	山下 作樹	●	●				●
	社内	南 尚孝	●		●			●
	社外	前野 詩朗					●	●
	社外	三鍋 英治	●			●		
監査役	社内	藤原 身江子		●		●		
	社外	有澤 和久			●	●		
	社外	首藤 和司				●		

以上

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く、企業収益や設備投資も堅調に推移するなど、緩やかな回復基調にて推移いたしました。一方で、中東情勢の悪化等により地政学的リスクが高まり、資源価格の高騰や物価上昇の進展、急激な為替や金利変動等、景気の先行きは依然として不透明な状況にて推移いたしました。

このような経済環境の中、中核セグメントの総合建設コンサルタント事業では、防災・減災対策や老朽化した社会インフラの維持・管理等の国土強靱化の必要性から公共事業関係費が安定的に推移しており、外部環境は堅調に推移しております。

一方で、スポーツ施設運営事業および水族館運営事業のセグメントにおきましては、燃料費等の資源価格の高騰が業績に影響を及ぼしております。

当社グループでは、2024年7月期を初年度とする「第一次中期経営計画2024-2026」を策定しております。第一次中期経営計画では、事業基盤の再構築を行う期間と位置づけ、事業課題に対する人材戦略、技術戦略、市場戦略を定め、各セグメントにおける主要KPIの目標達成に向けて取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、コア事業である総合建設コンサルタント事業が堅調に推移したことにより、170億1百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

損益面では、営業利益は10億2千9百万円（前連結会計年度比4.2%増）、経常利益は、12億7千2百万円（前連結会計年度比4.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億4千5百万円（前連結会計年度比22.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(総合建設コンサルタント事業)

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業におきましては、政府による国土強靱化を背景に、外部環境は引き続き堅調に推移いたしました。

当該セグメントの売上高は、砂防・盛土基礎調査等の防災関連業務の増加や契約単価の上昇、東日本への広域展開による受注拡大が寄与しております、142億7百万円（前連結会計年度比2.7%増）となりました。

損益面におきましては、営業利益は、11億1千3百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。

なお、受注高は150億6千8百万円（前連結会計年度比9.3%増）、受注残高は86億5千6百万円（前連結会計年度比11.0%増）となりました。

(スポーツ施設運営事業)

スポーツ施設運営事業においては、外部環境に大きな変化はなく、岡山県・広島県を中心に既存施設の会員数の増加およびフランチャイズ店舗の拡大を重点目標に事業を展開いたしました。

当該セグメントの売上高は、7億7千4百万円（前連結会計年度比2.0%増）となりました。

損益面におきましては、営業利益は2千万円（前連結会計年度比161.7%増）となりました。

(水族館運営事業)

水族館運営事業におきましては、引き続き香川県の四国水族館、兵庫県のアトアの主要大型施設を中心に事業を展開いたしました。当連結会計年度においては、広島もとまち水族館の開業が増収に寄与しております。

当該セグメントの売上高は、17億5千9百万円（前連結会計年度比40.8%増）となりました。

損益面におきましては、営業利益は9千7百万円（前連結会計年度比12.7%増）となりました。

当連結グループにおける各セグメントの売上高の状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	構成比 (%)
総合建設コンサルタント事業	14,207	83.6
スポーツ施設運営事業	774	4.6
水族館運営事業	1,759	10.3
その他事業	259	1.5
合計	17,001	100.0

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金および運転資金は、主として自己資金により充当いたしました。

(4) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の直前３事業年度の財産および損益の状況

区 分	第10期 2023年7月期	第11期 2024年7月期	第12期 2025年7月期	第13期 2026年7月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	15,593	15,725	16,114	17,001
経常利益 (百万円)	1,137	1,228	1,215	1,272
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	672	768	774	945
1株当たり当期純利益 (円)	45.72	52.25	56.02	71.09
総資産 (百万円)	19,950	20,759	21,242	21,949
純資産 (百万円)	15,697	16,177	16,255	16,705
1株当たり純資産額 (円)	1,066.75	1,132.56	1,197.28	1,288.86

(注) 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の直前３事業年度の財産および損益の状況

区 分	第10期 2023年7月期	第11期 2024年7月期	第12期 2025年7月期	第13期 2026年7月期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	738	716	756	764
経常利益 (百万円)	555	478	472	581
当期純利益 (百万円)	485	461	427	707
1株当たり当期純利益 (円)	33.02	31.37	30.96	53.22
総資産 (百万円)	12,641	12,941	12,781	13,103
純資産 (百万円)	12,425	12,599	12,332	12,546
1株当たり純資産額 (円)	844.38	882.08	908.33	968.03

(注) 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（2026年7月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ウ エ ス コ	百万円 100	% 100	総合建設コンサルタント事業、不動産事業
(株) 西日本技術コンサルタント	50	100	総合建設コンサルタント事業
(株) ア イ コ ン	40	100	総合建設コンサルタント事業
(株) オ ー ラ イ ズ	35	100	総合建設コンサルタント事業
(株) エ ヌ ・ シ ー ・ ピ ー	50	100	スポーツ施設運営事業
(株) ア ク ア メ ン ト	50	100	水族館運営事業
(株) N C P サ プ ラ イ	50	100	複写製本事業

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、企業収益の回復により雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復が期待されております。一方で、急激な為替や金利変動、物価上昇等の影響は不透明であり、経営環境の変化に応じた機動的な経営施策を遂行し、第一次中期経営計画の目標達成を目指しております。

また、持続的な企業価値向上のためには、コーポレートガバナンスの強化や働き方改革への対応、サステナビリティの実践等、様々な対処すべき課題の対応が求められております。

このような状況の中、当社グループにおける主要な対処すべき課題は、次のとおりであります。

①主力事業の強化

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業では、競合他社との差別化を目指し、各分野で専門技術力を培い、一人当たりの生産能力を向上し、高収益ビジネスモデルへの転換を経営課題として認識しております。

②人材開発

少子高齢化の中、担い手の確保は重要な経営課題となっており、採用の活動を強化していく必要があります。また、当社グループの従業員の高齢化に伴い、これまでに培った技術や知見の継承および定年延長や再雇用等の人事体系の見直しを重要な経営課題として認識しております。

③事業領域の拡大

総合建設コンサルタント事業においては、西日本を中心とした事業展開から関東・東海地方への事業領域を拡大することを課題としております。また、発注先の約9割が官公庁である中、P P P・P F I、コンセッション等による公共施設の維持管理・運営事業について、事業パートナーとの取組みを強化し参画していくことで事業領域の拡大を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

「第1次中期経営計画（2024-2026）」の経営数値目標の概要

中期数値目標概要	2023年7月期（計画時）	2026年7月期（目標）	2026年7月期（実績）
売上高	155億円	170億円	170億円
営業利益	8.9億円	10.5億円	10.2億円
営業利益率	5.7%	6.4%	6.1%
ROE	4.4%	5.0%	5.7%
フリーキャッシュフロー	（3か年累計）	15億円	22億円

「第2次中期経営計画（FY2027～FY2029）」の概要

第2次中期経営計画は、変革期と位置づけ、「事業ポートフォリオ」、「ロールアップ」「人材開発」の3本柱をコア戦略として掲げ、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

詳細は、2026年9月11日公表の「中期経営計画策定に関するお知らせ」をご参照ください。

(7) 主要な事業内容（2026年7月31日現在）

- ① 総合建設コンサルタント事業
- ② スポーツ施設運営事業
- ③ 水族館運営事業

(8) 主要な事業所（2026年7月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	岡 山 市 北 区

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
(株) ウ エ ス コ	岡 山 市 北 区
(株) オ ー ラ イ ズ	岡 山 市 北 区
(株) エヌ・シー・ピー	岡 山 市 北 区
(株) N C P サ プ ラ イ	岡 山 市 北 区
(株)西日本技術コンサルタント	滋 賀 県 草 津 市
(株) ア イ コ ン	兵 庫 県 姫 路 市
(株) ア ク ア メ ン ト	神 戸 市 中 央 区

(9) 使用人の状況（2026年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数 (前連結会計年度末比増減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
800名（3名増）	46.0歳	14.4年

（注）上記の使用人数には、短期雇用契約社員361名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数 (前事業年度末比増減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
19名（1名減）	45.0歳	5.4年

（注）上記の使用人数には、短期雇用契約社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2026年7月31日現在）

特に記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年7月31日現在）

- | | | |
|---|------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 13,030,000株 |
| (注) 2026年6月に自己株式517,553株を、7月に180,000株の消却を行いました。 | | |
| ③ 株主数 | | 12,845名 |
| ④ 大株主(上位10名) | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 ウ エ ス コ 学 術 振 興 財 団	2,000千株	15.43%
公 益 財 団 法 人 加 納 美 術 振 興 財 団	1,000千株	7.72%
ウ エ ス コ 社 員 持 株 会	987千株	7.62%
内 藤 征 吾	383千株	2.95%
森 一 成	365千株	2.82%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	299千株	2.31%
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	256千株	1.98%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	143千株	1.10%
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	141千株	1.09%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510371	125千株	0.97%

(注) 持株比率は自己株式68,737株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2026年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	松 原 利 直		
取 締 役	北 村 彰 秀		株式会社ウエスコ代表取締役社長
取 締 役	大 倉 一 夫		株式会社アクアメント代表取締役社長 株式会社四国水族館開発取締役
取 締 役	藤 原 身 江 子	経営管理本部長	
社 外 取 締 役	福 原 一 義		福原一義公認会計士事務所 所長 税理士法人福原会計事務所統括代表社員
社 外 取 締 役	前 野 詩 朗		国立大学法人岡山大学名誉教授
常 勤 監 査 役	中 島 悟		
社 外 監 査 役	有 澤 和 久		公認会計士有澤会計事務所 所長 青税理士法人有澤オフィス代表社員 岡山県貨物運送株式会社社外取締役 株式会社アルファ社外監査役 株式会社K G情報取締役（監査等委員）
社 外 監 査 役	首 藤 和 司		首藤法律事務所代表

- (注) 1. 社外監査役 有澤和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 首藤和司氏は、弁護士の資格を有しており、法律全般およびコンプライアンス等に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、福原一義、前野詩朗、有澤和久、首藤和司の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役 山崎恭敬氏は、2025年10月28日開催の第12回定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社グループの全ての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得たことや犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為など、一定の免責事項を定めており、填補の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約は、2026年3月12日開催の取締役会にて承認され継続して締結をしております。

(5) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千 円)			対 象 員 と な る 役 員 の 数 (名)
		固 定 報 酬	賞 与	非 金 銭 等 報 酬	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	56,985 (9,600)	40,350 (9,600)	13,515 (－)	3,120 (－)	6 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	11,700 (5,700)	11,700 (5,700)	0 (－)	0 (－)	4 (2)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	68,685 (15,300)	52,050 (15,300)	13,515 (－)	3,120 (－)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 当社は、取締役（社外取締役を除く）の報酬の構成については、固定枠である固定報酬と当事業年度の業績等を総合的に勘案し決定する賞与（変動枠）のほか、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬制度で構成しております。なお、業績連動報酬等やストックオプションによる報酬制度は採用しておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、その内容の概要は、(注) 4、5のとおりであります。なお、当事業年度における交付はありません。また、上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役年額35,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は1名）であります。
また、上記の金銭報酬枠の内枠で、2020年10月27日開催の第7回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を100千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、2名であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）であります。
また、上記の金銭報酬枠の内枠で、2020年10月27日開催の第7回定時株主総会において、株式報酬の額として年額6,000千円以内、株式数の上限を10千株以内（社外監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は、1名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の固定報酬の額および各取締役（社外取締役を除く）の責務ならびに業績等を踏まえた賞与の決定を委任しております。当該報酬の決定を委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案し、各取締役の責務に応じた評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
なお、当事業年度に係る報酬の決定に際しては、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長 松原利直氏が、株主総会の決議により定めた範囲内で、各取締役の報酬額案を作成した後、独立社外取締役、独立社外監査役に意見を求めたうえで決定しております。
また、各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。今後、指名・報酬委員会の設置等については、必要に応じて検討してまいります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取 締 役	福 原 一 義	福原一義公認会計士事務所	所長	当社と福原一義公認会計士事務所との間には重要な取引関係はありません。
		税理士法人福原会計事務所	統括代表社員	当社と税理士法人福原会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
取 締 役	前 野 詩 朗	国立大学法人岡山大学	名誉教授	当社と国立大学法人岡山大学との間には重要な取引関係はありません。
監 査 役	有 澤 和 久	公認会計士有澤会計事務所	所長	当社と公認会計士有澤会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
		青税理士法人有澤オフィス	代表社員	当社と青税理士法人有澤オフィスとの間には重要な取引と関係はありません。
		岡山県貨物運送株式会社	社外取締役	当社と岡山県貨物運送株式会社との間には重要な取引関係はありません。
		株式会社アルファ	社外監査役	当社と株式会社アルファの間には重要な取引関係はありません。
		株式会社K G情報	取締役（監査等委員）	当社と株式会社K G情報の間には重要な取引関係はありません。
監 査 役	首 藤 和 司	首藤法律事務所	代表	当社と首藤法律事務所との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	福 原 一 義	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回出席し、主に公認会計士・税理士としての見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務、会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	前 野 詩 朗	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回出席し、主に大学教授としての見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に豊富な学術的知見で当社の経営に対して客観的且つ中立的な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	有 澤 和 久	当事業年度開催の取締役会7回、監査役会6回のうち、取締役会に7回、監査役会に6回出席し、必要に応じ、財務、会計に関する豊富な経験から適宜発言を行っております。
監 査 役	首 藤 和 司	当事業年度開催の取締役会7回、監査役会6回のうち、取締役会に6回、監査役会に5回出席し、必要に応じ、法務、コンプライアンスに関する豊富な経験から適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条および当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

34,750千円

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

36,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

- ③ 監査役会が上記報酬に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に「リースに関する会計基準」の適用に関する助言・指導についての業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 補償契約の内容の概要等

当社は、会計監査人との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,766,563	流 動 負 債	4,596,604
現 金 及 び 預 金	8,416,239	業 務 未 払 金	871,634
受取手形及び完成業務未収入金	1,227,194	リ ー ス 債 務	25,414
契 約 資 産	3,202,019	未 払 金	1,983,970
有 価 証 券	540,006	未 払 法 人 税 等	490,557
商 品	3,740	未 成 業 務 受 入 金	333,124
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	28,437	受 注 損 失 引 当 金	5,261
そ の 他	355,233	そ の 他	886,640
貸 倒 引 当 金	△6,307	固 定 負 債	647,526
固 定 資 産	8,182,865	リ ー ス 債 務	31,992
有 形 固 定 資 産	2,885,370	繰 延 税 金 負 債	431,935
建 物 及 び 構 築 物	970,766	資 産 除 去 債 務	111,804
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	10,935	そ の 他	71,793
土 地	1,543,364	負 債 合 計	5,244,130
リ ー ス 資 産	52,188	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	143,548		
そ の 他	164,568	株 主 資 本	15,778,145
無 形 固 定 資 産	63,010	資 本 金	400,000
投 資 そ の 他 の 資 産	5,234,484	資 本 剰 余 金	7,737,569
投 資 有 価 証 券	3,206,433	利 益 剰 余 金	7,702,848
繰 延 税 金 資 産	769,784	自 己 株 式	△62,272
そ の 他	1,260,717	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	927,153
貸 倒 引 当 金	△2,450	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	927,153
資 産 合 計	21,949,429	純 資 産 合 計	16,705,298
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,949,429

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2025年 8 月 1 日)
(至 2026年 7 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,001,471
売上原価	12,484,538
売上総利益	4,516,932
販売費及び一般管理費	3,487,632
営業利益	1,029,300
営業外収益	
受取利息及び配当金	94,828
その他の	195,060
営業外費用	46,844
経常利益	1,272,345
特別利益	
固定資産売却益	158,398
特別損失	
減損損失	7,320
固定資産除売却損	18,578
税金等調整前当期純利益	1,404,845
法人税、住民税及び事業税	530,851
法人税等調整額	△71,191
当期純利益	945,185
親会社株主に帰属する当期純利益	945,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,530,678	流 動 負 債	97,299
現 金 及 び 預 金	1,928,432	未 払 金	54,004
有 価 証 券	540,006	未 払 費 用	3,052
前 払 費 用	21,210	未 払 法 人 税 等	11,074
そ の 他	41,029	預 り 金	1,018
固 定 資 産	10,573,177	前 受 収 益	3,349
有 形 固 定 資 産	1,346,269	そ の 他	24,799
建 物	428,080	固 定 負 債	459,566
構 築 物	16,389	繰 延 税 金 負 債	427,036
工 具、器 具 及 び 備 品	352	資 産 除 去 債 務	7,530
土 地	901,448	そ の 他	25,000
無 形 固 定 資 産	2,140	負 債 合 計	556,866
ソ フ ト ウ ェ ア	2,140	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	9,224,767	株 主 資 本	11,613,109
投 資 有 価 証 券	3,093,373	資 本 金	400,000
関 係 会 社 株 式	2,631,662	資 本 剰 余 金	7,737,569
出 資 金	998,747	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,737,569
長 期 貸 付 金	2,500,000	利 益 剰 余 金	3,537,812
そ の 他	984	利 益 準 備 金	100,000
資 産 合 計	13,103,855	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,437,812
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,437,812
		自 己 株 式	△62,272
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	933,880
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	933,880
		純 資 産 合 計	12,546,989
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,103,855

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年 8 月 1 日)
(至 2026年 7 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	469,745	
経 営 指 導 料 等	108,804	
賃 貸 収 入	185,916	764,466
営 業 費 用		
賃 貸 原 価	99,948	
一 般 管 理 費	324,482	424,431
営 業 利 益		340,035
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	125,213	
そ の 他	157,877	283,091
営 業 外 費 用		
そ の 他	42,056	42,056
経 常 利 益		581,069
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	155,141	155,141
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	18,578	18,578
税 引 前 当 期 純 利 益		717,631
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,009	
法 人 税 等 調 整 額	△36	9,972
当 期 純 利 益		707,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月10日

株式会社ウエスコホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中田 信之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西原 大祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエスコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月10日

株式会社ウエスコホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 信 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 原 大 祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2025年8月1日から2026年7月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月11日

株式会社ウエスコホールディングス 監査役会

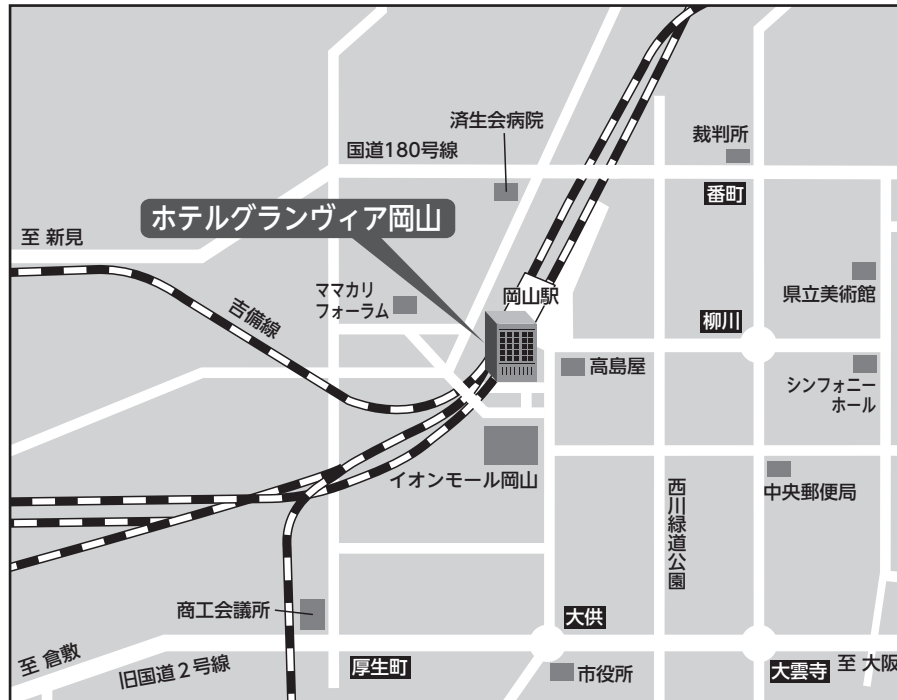
常勤監査役 中島 悟 ㊞

社外監査役 有澤 和久 ㊞

社外監査役 首藤 和司 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
電 話 086-234-7000
交 通 J R岡山駅2階と直結

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。